大和高田市教育委員会及び市内小中学校の不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い契約書（案）

１　事　　業　　名　　大和高田市教育委員会及び市内小中学校の不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い

２　売 払 い 物 品　　別紙１「売払い対象機器一覧」のとおり

３　引き渡し場所　　別紙１「売払い対象機器一覧」のとおり

４　消去等作業費用　　金　〇〇〇，〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　〇〇，〇〇〇円）

５　売　買　代　金　　金　〇〇〇，〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金　〇〇，〇〇〇円）

６　契 約 保 証 金　　免除とする。

上記の物品売払いについて、売払人　大和高田市（以下「甲」という。）と買受人　〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売払い契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）
第１条　甲及び乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
２　乙が行う業務に関する契約の内容については、この契約条項及び別紙「仕様書」に記載の通りとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第２条　乙は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（売買代金の納付）

第３条　乙は、頭書に定める売買代金を大和高田市役所会計管理者口座もしくは甲の発行する納入通知書により、納付期限までに大和高田市指定（指定代理又は収納代理）金融機関に納付しなければならない。

２　売買代金が大和高田市指定金融機関に納付されたことを甲が確認したことをもって完納とする。

（所有権の移転）

第４条　物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

（パソコン等の検品及び電磁記録媒体の物理破壊）

第５条　乙は、甲が指定する場所において、パソコン等の検品を行い、その内訳が指定された内容と異なる場合は直ちに甲に報告する。

２　甲は、乙から前項に定める報告があった場合において必要がある場合は、甲乙協議して、契約の変更を行なうものとする。

３　乙は、第１項に基づく検品完了後、電磁的記録媒体の物理的破壊を実施する。なお、乙は、当該破壊作業を実施した後、甲にその破壊証明書を発行するものとする。

４　乙は、前項の電磁的記録媒体の物理的破壊の完了を確認した後、当該パソコン等を回収するものとする。なお、乙は物品を回収したときは、受領書によりその旨を通知しなければならない。

５　乙は、前項に定める業務に関する一切の責任を負担するものとし、万一パソコン等の販売又はその他の影響での処分に伴って知的所有権又は残存データの流出に関わる問題が発生した場合は、賠償問題が発生した場合を含めて乙が売主責任を含む全ての責任及び費用を負担（甲が対応に要した弁護士費用を含めた全ての費用負担を含む。）して問題の解決にあたること。

（業務の完了等）

第６条　乙は、前条に掲げる業務が完了したときは、甲に対して遅延なく業務完了届及び破壊証明書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して１０日以内にその内容を検査しなければならない。

（引取費用の支払い）

第７条　乙は、前条第２項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って引取費用の支払いを請求することができる。

２　甲は、第１項の規定による支払い請求があったときは、受理日から起算して３０日以内

に支払うものとする。

（甲の責めに帰すべき事由による遅延利息）

第８条　甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による引取費用の支払いが遅延したときは、乙は甲に対してその遅延日数に応じ、委託料の額に年３．０％の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（危険負担）

第９条　第４条の規定による売払物品の所有権が移転した日から売払物品の引き渡しの日までに、甲の責に帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合の損害は、全て乙の負担とする。

２　乙は、本契約締結後、売払物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできない。

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

（２）　乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

（３）　乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

（４）　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ　役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直

接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク　下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ　契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（５）　前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

（違約金）

第１１条　前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収するものとする。

（解除に伴う返還金等）

第１２条　甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

２　乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

３　乙の負担した契約に要した費用は賠償しない。

４　乙が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

５　甲は、本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

（乙の原状回復義務）

第１３条　乙は、甲が第１０条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売払物品を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売払物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において売払物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１４条　乙が、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合による損害賠償）

第１５条　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

（１）　公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（２）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

（３）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第１６条　前条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

（返還金の相殺）

第１７条　甲は、第１２条第２項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

（契約の費用）

第１８条　本契約の締結及び履行に関する一切の費用は乙の負担とする。

（再委託等の制限）

第１９条　乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第２０条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（管轄裁判所）

第２１条　本契約から生ずる法律関係に基づく訴えについては、全て甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第２２条　本契約に定めのない事項又は本契約において疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約成立の証として本書２通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市
大和高田市長　　堀　内　大　造

乙　　△△事業者△△

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場

合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第１０　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第１１　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第１２　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第１３　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第１４　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第１５　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。